

令和2年度白老町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、白老町の全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

本町において障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。なお、下記

に記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

食品、印刷物、農作物、啓発用品その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

施設等の清掃作業、軽作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

(1) 健康福祉課は財政課と連携して、本方針に関する全庁的な周知を図る。

(2) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に各機関に対して情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

(3) 調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約制度を活用する。

(4) 障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量について考慮する。

(5) 調達に当たっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら進める。

7 調達の目標

障害者就労施設等からの調達目標は、8,000千円とする。

8 調達実績の公表

本方針に基づき調達した物品等の実績を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

10 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。